

〇つくば市国民健康保険税減免事務取扱要綱

平成26年3月10日

告示第329号

改正 平成30年2月20日告示第257号 平成31年3月12日告示第393号
令和4年3月28日告示第207号

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号。以下「条例」という。）第23条に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の取扱基準及び割合)

第2条 条例第23条第1項第1号及び第2号に該当する者に係る保険税の減免の取扱いは、当該年度分の保険税の納付が困難と認められる場合において、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により納税義務者が障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となったときは、当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額について10分の9を乗じて得た額を減額する。
- (2) 災害により行方が不明となった者（その世帯に属する被保険者を含む。以下「行方不明者」という。）に対する当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額については、次のとおりとする。
 - ア 納税義務者が行方不明者のときは、当該税額の全額を免除する。
 - イ 当該世帯に属する被保険者が行方不明者のときは、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額との差額を減額する。
- (3) 納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補

填されるべき金額を控除した額をいう。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であって、前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が1,000万円以下であるときは、当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額については、次の表の前年中の世帯合計所得金額の区分及び損害の程度の区分に応じ、それぞれ減免の割合に定める割合を減額し、又は免除する。

前年中の世帯合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	2分の1
	10分の5以上	全額免除
500万円を超え750万円以下のもの	10分の3以上10分の5未満	4分の1
	10分の5以上	2分の1
750万円を超えるもの	10分の3以上10分の5未満	8分の1
	10分の5以上	4分の1

(4) 災害等による被害を受けた場合において、納税義務者の事業収入の減少による損失額の合計額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額をいう。)が平年における事業収入の額の10分の3以上であって、前年中の合計所得金額が1,000万円以下(当該合計所得金額のうち、事業所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。)であるときは、当該年度分の災害後に到来する納期に係る税額については、災害を受けた日以後の納期に係る当該世帯の保険税額に前年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た額から次の表の世帯合計所得金額の区分に応じ定めた割合を減額し、又は免除する。

前年中の世帯合計所得金額	減免の割合
300万円以下のもの	全額免除
300万円を超え400万円以下のもの	10分の8

400万円を超え550万円以下のもの	10分の6
550万円を超え750万円以下のもの	10分の4
750万円を超えるもの	10分の2

(5) 納税義務者が負傷、疾病、失業（解雇、勤務先の倒産その他のあらかじめ予測できないやむを得ない理由による失業に限る。）又は倒産によりその年の所得が皆無となったとき又は当該年における世帯合計所得金額が前年の世帯合計所得金額の10分の5以下であって、前年の世帯合計所得金額が500万円以下であるときは、当該年度分の保険税額の所得割額について、次の表の前年中の世帯合計所得金額の区分により、前年所得金額に対する所得見込額の減少の程度に応じ定めた割合を減額し、又は免除する。ただし、納税義務者が条例第20条の2の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

前年中の世帯合計所得金額	前年所得金額に対する所得見込額の減少の程度	減免の割合
250万円以下のもの	10分の5以上10分の7未満	2分の1
	10分の7以上	全額免除
250万円を超え350万円以下のもの	10分の5以上10分の7未満	4分の1
	10分の7以上	2分の1
350万円を超えるもの	10分の5以上10分の7未満	8分の1
	10分の7以上	4分の1

(6) 被保険者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けることとなった場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める金額を免除する。

ア 当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の全員が当該扶助を受ける場合
課税額全額

イ ア以外の場合 当該被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額

(7) 被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号のいずれかに該当する場合は、該当することとなった日の属する月から該当しなくなった日の属する月の前月までの月数を12（当該年度において当該者が国民健康保険の被保険者である月数が12でない場合にあつては、当該月数）で除して得た数に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める金額を乗じて得た額を免除する。

ア 当該被保険者の属する世帯に当該被保険者以外の国民健康保険の被保険者がいない場合 課税額全額

イ ア以外の場合 当該被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額

2 条例第23条第1項第3号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険税の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 旧被扶養者に係る所得割額は、所得の状況にかかわらず、当該所得割額の全額を免除する。

(2) 旧被扶養者に係る被保険者の均等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次のとおりとする。ただし、条例第20条第1号又は第2号に規定する世帯（以下「減額賦課の7割及び5割に該当する世帯」という。）に属する旧被扶養者であるときは、減免しない。

ア 条例第20条第3号に規定する世帯（以下「減額賦課の2割に該当する世帯」という。）に属する旧被扶養者については、軽減前の被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額を減額する。

イ 減額賦課に該当しない世帯に属する旧被扶養者に係る被保険者については、均等割額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 条例第23条第1項第4号に該当する者に係る保険税の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 条例第23条第1項第4号に規定する被保険者の均等割額に100分の50を乗じ

て得た額を減額する。

(2) 条例第2条第2項本文に規定する合算額が同項ただし書に規定する額を超過している世帯にあつては、前号の規定により算定した減免額から当該超過額を控除する。

(3) 条例第2条第3項本文に規定する合算額が同項ただし書に規定する額を超過している世帯にあつては、第1号の規定により算定した減免額から当該超過額を控除する。

(平30告示257・平31告示393・令4告示207・一部改正)

(減免の申請に要する添付書類)

第3条 条例23条第2項の減免を受けようとする理由を証明する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 給与明細、源泉徴収票等当該年中の収入が確認できる証明書
- (2) 雇用保険受給資格者証、解雇通知書、廃業等を証明するもの
- (3) り災証明書
- (4) 保険金、損害賠償金等の額が分かるもの
- (5) 収監証明書
- (6) 預金通帳の写し
- (7) 生活保護受給証明書
- (8) その他必要な証明書類

(減免の調整)

第4条 同一人が第2条のうち2以上に該当する場合においては、減免率の最も大きいものを適用する。ただし、既に減免の認定を受けている者が新たに他の事由に該当し、減免の申請を行ったときは、新たな申請に係る減免額と既に認定された減免額の差額を減免することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国保税から適用す

る。

附 則（平成30年告示第257号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のつくば市国民健康保険税減免事務取扱要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の保険税について適用する。

附 則（平成31年告示第393号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第207号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。